

生活福祉常任委員会先進地行政調査報告書

1 調査年月日 令和5年10月10日（火）～10月12日（木）

2 調査地及び調査項目

＜三重県名張市＞

（1）名張市立病院における取組について

- ①経営状況及びこれまでの取組の経過について
- ②名張市立病院在り方検討委員会からの答申を踏まえた取組状況について
- ③独立行政法人化に係る検討状況について
- ④今後の取組の方向性について

＜奈良県橿原市＞

（1）子ども総合支援センターについて

- ①取組の概要について
- ②運営体制の見直しに至った経緯について
- ③取組による成果について
- ④取組の課題及び今後の展開について

＜奈良県大和郡山市＞

（1）高齢者移動支援事業について

- ①事業の概要について
- ②事業の導入に至った経緯について
- ③事業による成果について
- ④事業の課題及び今後の展開について

3 派遣委員

委員長	鈴木	誠	
副委員長	吉本	和子	
委員	猪股	美香	
委員	長田	旭輝	（復命記録：大和郡山市）
委員	佐々木	聖子	
委員	野村	和宏	（復命記録：橿原市）
委員	芳賀	理己	
委員	吉田	美幸	（復命記録：名張市）

4 随員職員

議会事務局総務課議事係主任 川上 静

5 調査報告書 別紙のとおり

《三重県名張市》

1 調査の目的

名張市立病院では、市立病院の目指すべき将来像及びその役割について、その在り方を検討することを目的として、名張市立病院在り方検討委員会を設置しており、令和5年2月には答申書がまとめられた。

答申書には、市立病院の地域医療における役割に関することをはじめ、診療科目及び病床数に関することや経営形態に関する事項が記載されており、この答申に基づき取組が進められているところである。

市立病院において経営再建に取り組んでいる江別市においても、参考になる取組であると考え、調査地及び調査項目として選定した。

2 名張市の沿革

名張市は、三重県の南西部、伊賀地域に位置し、近畿・中部両圏に接点があることから、古くは万葉の時代から東西往来の要所、宿駅として栄えてきたところである。

伊賀地域は四方を山に囲まれた盆地で、伊賀忍者のふるさととしても知られており、日本の滝百選に指定された赤目四十八滝や森林浴の森百選に指定された香落溪など、自然豊かな景勝地にも恵まれている。

近鉄大阪線の沿線にあり、大阪府都市部まで約60分の位置に存在し、大阪のベッドタウンとして発展してきた。昭和40年代から昭和50年代にかけて大規模住宅地が造成され、人口が急増したが、その後、平成12年をピークに世帯・人口ともに減少傾向が続き、人口は令和5年10月1日時点で7万5,408人となり、高齢化も進んでいる。

3 名張市立病院における取組について

(1) 経営状況及びこれまでの取組の経過について

平成29年度から令和元年度までの間に入院・外来収益が9%程度減少している。令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症対策に伴う医療外収益により、純利益は黒字となっているが、過去の市立病院建設などによる企業債償還金が毎年7億円から8億円ほどとなっており、一般会計からの繰入金により賄っている状況が続いている。

市立病院の安定的な運営に係る様々な課題を解決するために、名張市立病院改革プラン（平成21年度～平成25年度）、第2次名張市立病院改革プラン（平成28年度～令和2年度）を策定したが、計画どおり進めることができず、令和3年8月に市議会の提言を受けて名張市立病院在り方検討委員会が設置された。

(2) 名張市立病院在り方検討委員会からの答申を踏まえた取組状況について

名張市立病院在り方検討委員会からの答申を踏まえ、現在策定作業を行っている名張市立病院経営強化プラン（素案）では、医業収益の改善に向けた患者確保とそれを実現するための職員配置、院内体制整備に関する今後の取組として、下記のとおり5つの重点取組が掲げられている。

①診療機能の連携

- * 地域医療機関との相互連携体制の強化・推進
- * 高度先進医療機関との連携によるブランチ診療科の導入

②地域の特性に応じた入院医療体制の構築

- * 地域包括ケア病棟プロジェクトチームの運用
- * HCU（ハイケアユニット）病床の導入

③病院の要となる看護師の処遇改善

- * 夜勤看護師の処遇改善
- * 看護専門学生への修学資金貸与制度の拡充

④「攻め」の施設整備と設備投資

- * 計画的な医療機器購入に向けた「経営強化プラン枠」の創設
- * 高額医療機器・設備改修に備えた設備投資計画の策定

⑤業務効率化に向けた医療DXの推進

- * 医療DX事業への参画
- * 電子カルテリモート診療システムの導入
- * 事務作業へのRPA導入

今後は、名張市立病院経営強化プランを策定し、これらの重点取組を進めていくほか、名張市立病院在り方検討委員会からの答申において、経営形態の検討については、市立病院が果たすべき役割を再認識し、市民ニーズに対応するために、経営の自主性・迅速性、職員の意識改革、医師の確保の3つの要素について分析し、望ましい経営形態の検討を進める必要があるとされたことから、経営形態の在り方についても検討を進めている。

（3）独立行政法人化に係る検討状況について

令和4年1月から令和5年1月までの間に、全7回の会議が開催された名張市立病院在り方検討委員会では、市立病院の経営形態に関する事項を含めた様々な事項について検討がなされ、答申を受けている。

名張市立病院在り方検討委員会の検討結果によると、地方公営企業法全部適用、指定管理者制度、民間譲渡はそれぞれに期待できる面と懸念される面があり、職員の待遇や医師の確保、市立病院が担ってきた役割を踏まえると大きなリスクがあると考えられる。

一方、地方独立行政法人については、市長が任命する法人理事長の下、公共性を維持しつつ、自律的・弾力的な運営が可能となることから、名張市立病院が直面している課題の解決に向けて、最も効果的かつ効率的な改善が望めるとの答申がなされた。

市立病院として、現時点で経営形態の変更を決定しているわけではないが、この答申を踏まえて策定中の名張市立病院経営強化プラン（素案）では、市民からの考

え方を聴くとともに経営形態に関する考え方を整理し、本プランの計画中に方向性を示す必要があると考えているとしている。

(4) 今後の取組の方向性について

今後の取組として、市民からの意見や、市議会に設置されている市立病院経営改革特別委員会で頂いた意見を踏まえて検討を進めていくことになる。

また、経営形態の変更については、外部調査の結果を踏まえるほか、地方独立行政法人に経営形態の見直しを行った病院を訪問し、移行に向けての留意点や情報収集を実施する必要がある。

そして、経営形態の見直し、方針決定のプロセスについては、名張市立病院経営強化プラン（素案）に示されているとおり、パブリックコメントの意見や内部調査の結果も踏まえ決定し、市議会や市民に説明を行う予定である。

《奈良県橿原市》

1 調査の目的

橿原市の子ども総合支援センターは、発達障がい等を有する子供及びその家族に対し、その子供の成長段階に対する一貫した教育的、福祉的及び医学的支援を行うことを目的とし、平成26年4月に開設された。

平成30年4月からは、教育支援課と子ども療育課の2課体制を、子ども発達支援課の1課体制での運営に見直すことで、教育・療育・相談のさらなる効果的な連携が行えるようになったほか、奈良県立医科大学附属病院と相談等での連携を図るなど、様々な取組を行っている。

江別市においても、障がい者が認められる子供たちの自立や社会参加に向けた指導・支援の必要性は高まってきており、今後の取組の参考となる事業であると考え、調査地及び調査項目として選定した。

2 橿原市の沿革

橿原市は、奈良県の大阪府寄りに位置し、人口は令和5年10月1日時点で11万9,384人、世帯数が5万5,655世帯となっており、人口規模は江別市とほぼ同じである。市の予算規模は、一般会計・特別会計、公営企業会計、公社会計の合計で約868億円となっている。

橿原市の市名は、初代神武天皇が畝傍山の東南に橿原の宮を造って即位した伝承からつけられたと言われており、約1,300年前の首都で我が国初の本格的な条坊制の都城・藤原京の宮跡である藤原宮跡のほか、市内には歴史的文化遺産が多数点在している。

鉄道網では、JRと近鉄が縦横に走り、合わせて13の駅があり、また国道24号、国道165号、国道169号などの道路網も発達し、大阪からは30分から40分ほど、京都からは約1時間、関西国際空港からは約1時間、名古屋からは約2時間と交通の便も良く、古代から交通の要衝となっている。

3 子ども総合支援センターについて

(1) 取組の概要について

子ども総合支援センターは、障害者基本法において、発達障がい等を有する子供及びその家族に対し、その子供の成長段階に対応する一貫した教育的、福祉的及び医学的支援を行うことを目的とし、平成26年4月に開設された。

子ども総合支援センターでは、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を基軸に、下記のとおり様々な取組を行っている。

- *発達障がい者支援体制整備事業
- *発達相談・教育相談
- *保育所（園）、幼稚園、小・中学校への巡回訪問支援
- *幼児療育教室
- *講演会・研修会
- *医師等による相談
- *児童発達支援事業所「かしの木園」

(2) 運営体制の見直しに至った経緯について

平成20年度までは、それぞれの所管部署、施設において個別に対応していたものを、平成21年度から平成25年度にかけて組織改編を行い、平成26年4月には小学校の校舎を有効活用し、子ども総合支援センターを開設している。

子ども総合支援センターの開設後は、教育支援課と子ども療育課の2課体制で運営し対応していたが、より円滑な情報伝達及びきめ細かな支援体制を構築するため、平成30年度から教育委員会の所管の下に組織改編を行い、子ども総合支援センターに子ども発達支援課を設置し、1課体制とした。この組織改編により、教育・療育・相談のさらなる効果的な連携が行えるようになった。

(3) 取組による成果について

子ども総合支援センターの開設前に挙げられていた課題が以下のとおり解消、改善されてきた。

- | | | |
|------------|---|----|
| *療育施設の入園待機 | ➡ | 解消 |
| *療育施設の狭隘化 | ➡ | 解消 |
| *分散的な支援 | ➡ | 解消 |
| *就学後の支援 | ➡ | 充実 |
| *関係課の連携 | ➡ | 充実 |
| *専門性の活用 | ➡ | 充実 |

また、所管部署を一本化したことにより保護者、学校、支援部署における情報伝達がスムーズになり、学校現場に専門家が赴くことで、支援の必要な子供の様子をきめ細かく観察し、必要な支援について、より具体的に対応することができるようになった。

(4) 取組の課題及び今後の展開について

取組の課題や今後の展開について、次のとおり説明があった。

●子ども総合支援センターの中だけで療育や相談などが完結するわけではないことから、子供たち一人一人が多様であることを前提に、障がいの有無にかかわらず、それぞれの子供に合った配慮を受けながら地域の学校で学べるように、関係機関と連携を取りながら、療育、相談、研修などに取り組んでいくことが重要だと考えている。

●何かを行う場合であっても、より改善できるのではないかと日々課題を感じる取組であり、より一層の連携と充実に向けて、子ども総合支援センターとして日々取り組んでいる。

●幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へとライフステージが変わるタイミングで適応に課題を感じる子供が多いことから、その辺りの連携を特に丁寧にしていかなければならないと考えている。

●困り感を持っている子供がいるときに、まずは子ども総合支援センターに電話をすればいいという雰囲気がある。不登校対応や生徒指導は別の部署の担当であるが、問題が多様化していることや、不登校や学校で起こる問題のベースに発達障がいがあることが認知された結果であると考ええる。そのため、発達に関すること以外も含めてアンテナを広げて情報を持っていなければならない、そうでなければ対応できないという点が課題として挙げられる。

●子ども総合支援センターでは、様々な職種、専門職の職員が必要となることから、人材の確保において課題を抱えている。公務員の給与は条例等で決まっていることから、民間の施設のようにお金を出して有名な先生や優秀な人材を集めることができない。

●連携する上で、縦割りの部分がまだ残っている。学校、幼稚園、保育所もそれぞれで環境が異なり、各校の校長、各園の園長の考え方も違う。子ども総合支援センターの話と学校や幼稚園の話が違っていると保護者も困ってしまうため、時間をかけてしっかりと話し合いをしながら進めていく必要がある。

《奈良県大和郡山市》

1 調査の目的

大和郡山市では、外出の際に支援を必要とする高齢者のために、地域の特性や高齢者のニーズに応じて、地域住民が支え合う共同事業として、高齢者移動支援事業を行っている。

この事業は、高齢者の移動手段の確保と社会参加による閉じこもりの防止をはじめとして、ボランティアドライバー等の元気な高齢者に活躍をしてもらう場づくりや、

地域住民同士の車内での交流を通じた介護予防を目指している。

高齢者の移動支援が課題となっている江別市においても、参考になる取組であると考え、調査地及び調査項目として選定した。

2 大和郡山市の沿革

大和郡山市は、奈良県西北部を占める奈良盆地北部に位置しており、東西約9キロメートル、南北約7キロメートル、約42.69平方キロメートルの面積を有する。大部分は奈良盆地の平坦部で、北西部の一部は生駒山脈の一部を形成する矢田丘陵から成っている。人口は、令和5年9月30日現在で8万3,317人である。

市の中心部には近鉄橿原線が貫通し、京都駅、大阪難波駅までは約40分、JR大和路線では大阪天王寺駅まで約25分、奈良駅まで5分程度の距離である。南北に国道24号、東西に国道25号と西名阪自動車道が走り、京阪神並びに名古屋方面に通じる。京都・和歌山を結ぶ京奈和自動車道と西名阪自動車道が大和郡山JCTで結ばれ、交通の要衝としてそのポテンシャルは向上している。

メリヤス、皮革産業など、古くからの地場産業のほか、奈良県内でも第1位の工業出荷率を誇る昭和工業団地（約140社）を中心とした電子・機械工業が盛んである。また、西名阪自動車道の大和まほろばスマートインターチェンジの供用開始によって、利便性はさらに高まり、近隣の工業団地と一体的に大和まほろば工業ゾーンとして、工場誘致・産業振興に取り組んでいる。

他方、農業においては、従来からの稲作とイチゴ、治道トマト、大和丸なすなどの生鮮野菜をはじめとする近郊農業が盛んである。また、海外にまでその名を知られる金魚は、現在も年間4,000万尾以上の販売量を誇っており、市内に多く見られる金魚池は大和郡山特有の原風景となっている。

3 高齢者移動支援事業について

(1) 事業の概要について

この事業は、介護保険特別会計の地域支援事業の中の一般介護予防事業で、高齢者の介護予防を目的として、対象地区の矢田地区において矢田おでかけGOの名称で事業が実施されている。矢田地区の高齢化率は40.7%であり、市内平均の33.37%を大きく上回り、高齢化が進んでいる。また、鉄道の駅が遠く、バス停まで徒歩で15分かかる地域もあり、公共交通を日常的に利用しにくい地域であるため、運転免許証の返納等で移動手段がない、自力で車両乗降が可能な高齢者を対象としている。

利用者は、バスの運行時間に合わせて、最寄りの乗降地点からバス停まで送迎をしてもらい、そこから公共バスを利用して、スーパーなどで買物を行う。帰りも公共バスを利用し、バス停から自宅最寄りの乗降地点まで送迎される。既存の公共交通を活用するための移動支援サービスである。

運行日は週3日（火・水・金曜日、いずれも午前中）で、1日1往復運行され、事前に登録利用者を曜日ごとに振り分けている。利用しないときは、そのまま送迎車が素通りしていくため連絡の必要はないが、未利用が続くと安否確認のため地域のボランティアやドライバーが声かけを行う。

利用者の募集や周知、運転ボランティアの確保など、運営全般は大和郡山市から委託された地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が行っている。

ア 利用料金

利用は登録制で、初回に登録料として1,000円を支払い、乗車の際の運賃は無料である。（運賃無料は県内でも珍しい）

イ 使用車両及びドライバー

車両は、市がリースした8人乗り乗用車であり、事業運営主体である地区社協に無償で貸し出している。車両保険（任意保険）に加入しており、保険料は委託費より支払われる。車両は、地区の中心会館に保管されている。

ドライバーは地域のボランティアであり、現在は男性10名が活動している。必須ではないが、人を乗せるため、福祉有償運送運転者講習（市主催）を9名が受講している。（他1名は、タクシードライバー経験者のため未受講）

ドライバーには、活動した日に昼食代として1,000円が支給される。基本は運転のみで利用者の乗降介助などは行わない。

ウ 利用対象者

運転免許証の返納等で移動手段がない、自力で車両乗降が可能な比較的元気な高齢者が対象である。（令和5年8月現在の登録人数は24名）

事業開始当初の利用申込者は57名であったが、申込者に対して自治会や民生委員が聞き取り調査を行い、今は利用しないという人を省いた結果、事業開始当初の登録者は21名となった。

（2）事業の導入に至った経緯について

令和元年11月に矢田地区にて、理想の地区の姿についてをテーマとして社会福祉協議会主催の住民懇談会が行われた。その結果、理想の姿について大きく3つの意見が出され、それぞれ住民主体で委員会を立ち上げ、取組の検討をすることとなった。その中の一つに移動外出がしやすいという意見があり、住民を中心に移動支援委員会を立ち上げて検討することとなったのがきっかけである。

令和2年3月から委員会で検討が行われ、地区の高齢者の声や、地域の資源の確認、ニーズの把握や取り組む上での課題などの話し合いが行われた結果、既存のバス路線にかぶらないように、バス停までの移動支援事業に取り組むこととなった。ニーズの把握に当たり、バス停から距離があると思われる17自治会の高齢者を対象に、民生委員や自治会長の協力を得てアンケート調査を行ったほか、社会福祉協議会や市では、先進地である広島県福山市への視察、既存バス路線である奈良交通へ事業実施に向けた事前調整などを行っている。

アンケート調査の結果、298名から回答を得て、外出先のニーズとして買物が最も高く、日頃の移動手段としては車（自分もしくは家族が運転）の利用が半数を占め、路線バスを利用している住民も約15%と一定数いることや、高齢になるにつれて自分で車を運転する割合が減り、徒歩や公共交通の利用が必要となる住民が増えていることが判明した。また、回答者の4人に1人がこの移動支援事業の利用を希望しており、ニーズがあることも明らかになった。

事業の利用希望者が多い自治会の中で、特に前向きだった城ヶ丘自治会をモデルケースとして、既存バス路線を使って最寄りのスーパーまで買物に行くことを目的に事業を開始することになり、自治会でワーキンググループ（地区社協、自治会有志、民生委員、老人会などで構成）を立ち上げると同時に、矢田地区社協全体で取

り組むこととなった。その後、運転ボランティアの確保や利用者の募集、コースの設定や運行方法などの検討や取組を経て、令和3年8月から矢田おでかけGOとして事業が開始されることとなった。

(3) 事業による成果について

事業開始の数か月後に利用者にアンケートを実施した結果、日用品の買物がしやすくなっただけでなく、車内のおしゃべりや買物が楽しい、独り暮らしで外出がおっくうだったが、外出が楽しくなったという声もあり、地域住民の交流機会になっている。また、運転ボランティアからは、地域の役に立っていてやりがいになる、自ら地域に出る機会になった、活動をきっかけに他の地域活動にも参加するようになった、知り合いが増えたという意見もあり、利用者、ボランティア双方にとっての介護予防につながっている。

その後、自治会や民生委員の協力もあり、矢田地区内の別の地域でも事業が広がりを見せ、令和4年4月からは、北矢田、横山自治会で週1回、矢田山町の自治会で週3回、事業が開始されている。

○運行実績（令和5年8月現在）

- *利用登録者 40名（城ヶ丘24名、北矢田・横山3名、矢田山町13名）
- *運行回数 366回（延べ回数）
- *利用者数 1,783名（延べ利用者数）
- *運転ボランティア 10名

(4) 事業の課題及び今後の展開について

今後の課題として、運転ボランティアは高齢者が多く、安全な車両運転を行う上で、健康面なども踏まえると活動できる期間は決して長くはない。そのため、常に運転ボランティアを確保する必要がある、現在は回覧板などで募集を行っている。また、自治会や民生委員など、その地域で活動し、地域実態やニーズを把握している機関と連携をして事業を他の地区へ拡大し、より多くの支援を必要としている方へのサービス提供を図ることも重要である。そして、地域住民への啓発を通して、事業に対する理解と応援してくれる人を増やすことや、利用者のニーズの変化などに対して調整を行うことなども必要になると考えられる。

今後の展開としては、矢田地区の中で希望者がいる全地域へ事業を拡大するほか、地区イベントの参加を促すために地域サロンや他の地域活動と連携して臨時送迎を行うなど、利用者、ボランティア、地区社協の連携を密に取り、お互いに無理をせず、協力して事業を継続することができる体制づくりを目指している。

なお、令和5年10月17日から、地区の枠を超えて筒井地区社協でもモデル事業が開始されることになった。この地区では、鉄道の駅から遠く、買物に不便な自治会をモデルに、週3回スーパーへの送迎を行う。既に利用登録者21名、運転ボランティア6名となっており、矢田地区とは別に車両1台を導入して実施される。

このほか、各委員の質疑により明らかとなった内容は以下のとおりである。

●事業費について

初年度の委託料は120万円で、パソコン、連絡用携帯電話、机、椅子などの備品のほか、ボランティアや利用者に対しての保険、自動車保険などが含まれる。このほ

か市の負担金として、車両リース代金が約40万円かかっており、事業全体として160万円ほどの事業費である。なお、令和5年度は、新規に事業が始まる地区があるため、予算としては2地区分で約378万円である。

市としては、コミュニティバスやデマンド型交通などの新たな公共交通を導入する場合、数千万円単位の費用が必要となり、既存の公共交通との調整も民業圧迫を避けるため難しくなる。公共交通はあくまで背骨の部分であり、それを利用しながらきめ細かなサービスを提供できると考えれば大きな額ではないと考えている。利用者から運賃をもらおうと道路運送法上の許可が必要になり、地域の負担も大きくなることから、今後も今の形で継続して行いたいと考えている。

●今後の事業内容について

現在は、買物を目的とする人を対象としているが、今後、病院や遊戯施設などのニーズが出てきたときには、その地域で検討していくことになる。この事業は、市主体ではなく、あくまで地域主導で、アンケート調査などを基に目的地を決めており、国が進めている地域共生社会につながる事業と考えている。

利用者は、あくまで自力で乗降できる人を対象としているが、普段の生活の助け合いの範疇で手伝いをしてもらうのは問題ないと考えている。また、帰りは買物の荷物が重いため、当初想定していなかった自宅までの送迎を行う場合もあるが、それも地域の実情に合わせて現場で微調整して行っている。

●事業開始に向けた地域と関係機関との協働について

以前から、社会福祉協議会の職員が、生活支援コーディネーターとして市内8地区に担当者として配置されており、地区に出向いてアウトリーチで地域に根づいた活動を行っていたことに加えて、地域包括支援センターや保健センターと定期的に会議を行い、地域課題の把握や取組について協議していた。また、各地区の中心会館には市役所の出先機関があり、地区社協の事務局も兼ねていたことから、地域と日頃から関係を築けていた。そのため、自治会や民生委員が、市や社会福祉協議会と顔の見える関係であり、結果として日頃から関係機関と地域との連携が取れていたという実態がある。

また、地域によって意識や意欲にばらつきはあるが、この地域では、住民が課題に対してやり遂げるという意欲があり、住民同士の話し合いに協力的で、意見交換も非常に活発であった。自治会の協力が不可欠な事業ではあるが、立ち上げの際に市や社会福祉協議会が苦勞したことはなかった。

住民の意識が高く、市側の関係機関とも連携が常に取れていたことから、住民懇談会やその後の具体的な取組も協働して行うことができたと考える。